自殺総合対策の推進に関する有識者会議（第１３回）	資料３－２
令和８年１１月１３日（金）	

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」の一部改正について

令 和 ８ 年 10 月 30 日
自 殺 総 合 対 策 会 議 決 定

「自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について」（平成 31 年３月５日自殺総合対策会議決定）の一部を次の表のように改正する。

改正案	現行
１　趣旨 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 12 条に規定する自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。	１　趣旨 自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定）（以下、「大綱」という。）に基づき、 国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から自殺総合対策大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議 （以下「 会議」という。）を開催する。
２　（略）	２　（略）
３　庶務 会議の庶務は、関係府省庁の協力を得	３　庶務 会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局

て、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室において処理する。 ４　（略）	総務課自殺対策推進室において処理する。 ４　（略）

参考
（改正後全文）

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について

（平成３１年　３月　５日　自殺総合対策会議決定
令和　３年　９月２８日　一　部　改　正
令和　８年１０月３０日　一　部　改　正）

１　趣旨

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第12条に規定する自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

２　構成等

（１）　会議の構成員は、厚生労働大臣が定める。

（２）　会議は、厚生労働大臣が招集する。

３　庶務

会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室において処理する。

４　その他

（１）　前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（２）　「自殺対策官民連携協働会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）及び「自殺対策検証評価会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）は、廃止する。